

令和6年度制度改正後 児童手当のよくあるQ&A

釧路市こども支援課

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分（初回支給：令和6年12月10日）の児童手当から、制度の内容が変更となります。制度の変更内容は、釧路市HPをご確認下さい。※公務員の方は公務員職場へご確認ください。

Q1. 制度改正後の児童手当について、自分は対象になりますか？

A1. 前回の定例支給を受けている方は、今回も対象になります（消滅者等を除く）。また、新たに児童手当該当・金額変更となる場合は、支給月の6日までに発送する「認定通知」が届いた方も対象となります。※通知発送後、お手元に届くまで2～3日かかる場合がございます。

Q2. 定例支給で、いくらもらえますか？

A2. 支払通知は発行されないため、お支払先金融機関の通帳を記帳してご確認ください。また、新たに児童手当該当・金額変更となった場合にお送りする「認定通知」からも、ご確認ください。

Q3. 通知の見方がよくわかりません。/ 大学生年代は反映されていますか？

A3. 本Q&Aの最後に掲載しております「通知の見方」を、ご確認ください。

Q4. 手続きをしたのに通知が届いていません。

A4. 令和6年10月12日以降の申請分は2月以降、同年12月14日以降の申請分は4月以降、定例支給となります。支給月の6日までに、「認定通知」を発送いたします。また、申請後に書類不備があった方へ、案内を郵送しております。不備解消後に手当支給となるため、ご確認ください。

Q5. 手続きのめ切をすぎっていますが、手続き必要ですか？

A5. 令和7年3月31日(月)(釧路市こども支援課必着)までに申請いただくと、制度改正増額分(令和6年10月分～)すべての支給が可能です。上記期日を過ぎた場合、申請日の翌月分から該当となります。速やかにお手続きください。

Q6. 支給先口座の情報を忘れてしまいました。

A6. ご利用先の金融機関へ、直接ご確認をお願いいたします。

★お願い★

電話や窓口の混雑が予想されます。お問い合わせの前に、案内文やチラシ、ホームページなどでご確認いただき、提出の際はオンライン申請をご利用いただくなど、ご理解・ご協力をお願いします。

【通知の見方（認定通知・額改定通知）】

〒
北海道釧路市

釧路第 号
令和 日

様

児童手当 認定通知書

令和 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、釧路市を被告として（訴訟において釧路市を代表する者は釧路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった請求をすることや処分の取消しの訴えを提起する

「支給対象児童の内訳人数」
高校生年代以下児童 の内訳人数
※「大学生年代の人数」は含めません。

認 定 に 関
「支給対象児童の合計人数」
高校生年代以下児童 の合計人数

(3歳未満)	0 人
(3歳以上)	2 人
(うち第3子以降)	1 人
計	2 人

「3人目以降
のため増額と
なる児童の合
計人数」

「児童区分別月額」
支給対象児童 の区分別月額
※児童1人あたりの月額について、「3歳未満は
15,000円」「3歳以上(～高校生年代)は10,000
円」を基本とし、大学生年代を含めて数えたと
き「3人目以降は30,000円へ増額」されます。

(3歳未満)	0 円
(3歳以上)	40,000 円
(うち第3子以降)	30,000 円
計	40,000 円

「3人目以降
のため増額と
なる児童の合
計金額」

「支給月額合計」
※定例支給では、支給月の前2カ月分を
まとめて支給します。

令和 6年10月 から
の氏名及びその理由
)

下 に 関 す る 事 項

却下した理由
()

備 考